

外国人労働者の適正就労の促進と 不法就労の防止について

広島県警察

**不法就労活動を防止して外国人を適正に雇用することは、
不良外国人のまん延を防ぎ、我が国の公正な雇用を
保持するためにも大切なことです！**

出入国管理及び難民認定法では、
不法就労をさせる行為等を禁止しています。
違反をすると、

**3年以下の懲役
300万円以下の罰金**

に科せられることがあります。

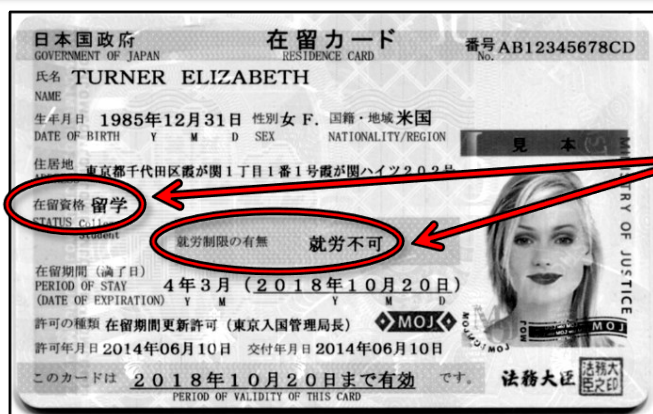
6月は、政府による
外国人労働者問題に関
する正しい理解の促進
を目的とした

「外国人労働者問題
啓発月間」
です。

外国人を働かせようとするときは、
在留資格、在留期間、就労制限の有無 等
を確認してください。

不法就労をさせる行為に該当するのは、以下のとおりです。

- ① **不法滞在者を働かせる場合**
密入国・オーバーステイの人を働かせること
- ② **働く許可を受けていないのに働かせる場合**
観光目的で入国した人を働かせること
許可を受けていない留学生にアルバイトをさせること
- ③ **認められた許可の範囲を超えて働かせる場合**
料理人として働くことが認められた人を機械工場で単純労働者として
働かせること



要チェック！

資格をよく見て！
違反は警察まで



※ 裏面の「資格外活動許可欄」についても確認してください。